

第2期矢板市立小中学校 適正規模・適正配置計画について



矢板市教育委員会教育総務課

学校や地域を取り巻く現状

人口減少・超少子高齢化社会の到来により、児童生徒数の減少



◆子ども達の学習環境は維持できるのか？

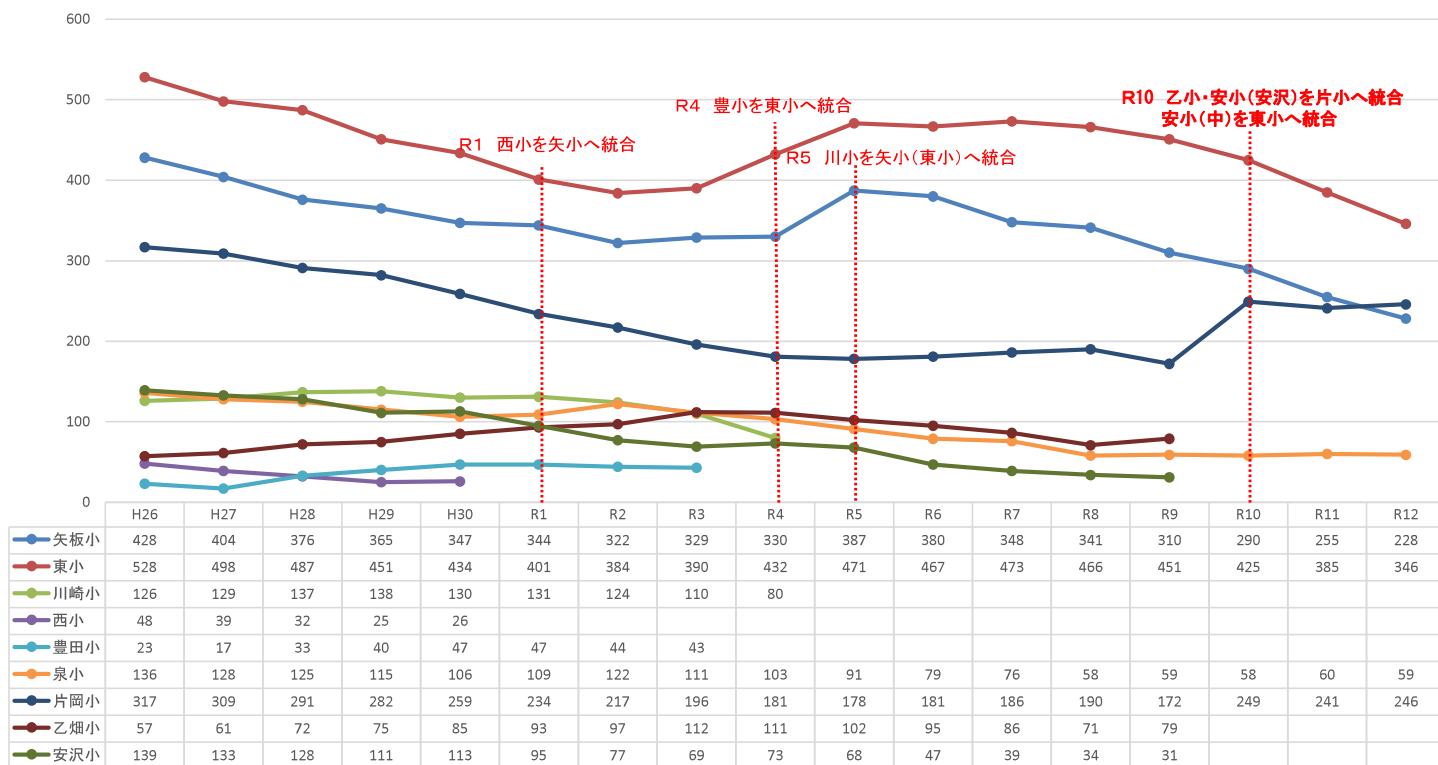
◆部活動やクラブ活動はできるのか？

◆地域コミュニティはどうか？

市立小学校の児童数の推移

児童数の推移(小学校別)

※各年5月1日時点、R9以降は児童の居住地に基づく学校別推計値



市立小中学校の児童・生徒数、学級数

令和8年度児童・生徒数、学級数一覧表

令和8年5月1日 現在

(小学校)

番号	学校名	1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年		特別支援学級		計	
		人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
1	矢板小学校	50	2	39	2	63	2	59	2	57	2	59	2	14	3	341	15
2	東小学校	68	2	61	2	76	3	90	3	66	2	77	3	28	4	466	19
	沢分教室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	泉小学校	4	1	6	1	〔 7 1 7 〕		0	11	1	19	1	4	2		58	7
4	片岡小学校	30	1	32	1	24	1	31	1	22	1	26	1	25	4	190	10
5	乙畑小学校	4	1	8	1	11	1	8	1	22	1	18	1	—	—	71	6
6	安沢小学校	〔 4 1 2 〕		0	0	0	〔 5 1 1 〕		0	12	1	—	—			34	3
合 計		160	8	148	7	181	8	200	8	189	7	211	9	71	13	1160	60

(中学校)

番号	学校名	1学年		2学年		3学年		特別支援学級		計	
		人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
1	矢板中学校	142	5	137	4	159	5	27	5	465	19
2	矢板中学校沢分校	0	0	1	1	3	1	7	1	11	3
3	片岡中学校	43	2	40	2	47	2	15	3	145	9
合 計		185	7	178	7	209	8	49	9	621	31

※〔 〕は複式学級

小中学校の適正規模・適正配置に関する手引

平成27年1月に文部科学省が作成した公立小中学校の統廃合に関する指針。昭和31年以来、60年ぶりに改定された。

- ◆ **小学校**については、複式学級を解消した上で、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するために、**1学年2クラス以上**あることが望ましい。
- ◆ **中学校**についても、少なくとも1学年2クラス以上が必要であり、免許外指導をなくしたり、全授業で教科担任による指導を行うためには、**1学年3クラス以上**あることが望ましい。

矢板市立小中学校の適正規模・適正配置

◆ 現状からみた課題① ※計画策定時（令和2年7月）

- ・ 複式学級編制を導入している過小規模校（1校）と小規模校（7校）については、集団規模が小さく社会性を培うことが難しいため、一定数の規模が望まれる。
- ・ 適正規模校（3校）においても児童生徒の減少が予測されるため、小規模校となる懸念があり、小規模校と同様の課題が潜在している。
- ・ 学校が小規模化すれば教員数も少なくなり、教職員同士の共同研究、教員相互の連携や切磋琢磨する機会が少なくなる。

矢板市立小中学校の適正規模・適正配置

◆ 現状からみた課題②

- ・ 人口減少社会到来に伴い、平成26年4月、国は地方自治体に対し公共施設の総合的・計画的な管理を要請。
- ・ そこで、矢板市では市民参加のもとで、
 - ①矢板市公共施設等総合管理計画
 - ②矢板市公共施設再配置計画等を策定。
- ・ 策定後30年の市の公共施設のあり方について、
施設を延床面積ベースで40%削減する数値目標を設定
- ・ 小中学校の老朽化により校舎等の維持管理、トイレ洋式化といった施設整備にも多額の予算が必要となっている。

矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画 ①

◆ 適正配置の基本方針

- ・ 過小規模校と小規模校は統合の対象とし、通学にはスクールバスを整備する。
- ・ 過小規模校を最優先とし、次に小規模校の順とする。
- ・ 学校が地域に果たしてきた役割や地域事情に考慮し、慎重に行う。
- ・ 統合によって生じる建物や土地は、有効活用を検討する。
- ・ 統合される学校の特色ある教育活動は、統合する学校の教育の中で配慮する。

矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画 ②

◆ 第 1 期 令和 3 年度～ 7 年度

- ・ 豊田小学校を東小学校に統合 ※令和 4 年 4 月に完了
- ・ 川崎小学校のうち、JR西側を矢板小学校へ、
JR東側を東小学校に統合 ※令和 5 年 4 月に完了
- ・ 泉中学校を矢板中学校に統合 ※令和 5 年 4 月に完了

矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画 ③

◆ 第 2 期（片岡地区） 令和 8 年度～ 13 年度

- ・ 安沢小学校のうち中地区を東小学校へ、安沢
地区を片岡小学校に統合 ※令和10年 4 月
- ・ 乙畑小学校を片岡小学校に統合 ※令和10年 4 月
- ・ 片岡地区小中一貫教育体制の確立（手法についての検討）

☆令和 5 年 4 月から、統合予定校への就学が可能としております。

※学区外の申請が必要です。

小学校中・高学年へ教科担任制導入（英理算体）

◆ 現状

- ・ 小学校では、全ての教科を受け持つ学級担任制が中心。
- ・ 令和2年度から、小学校高学年で英語が教科化。⇒ 専科教員ニーズの高まり。

◆ 文部科学省の動き

- ・ 令和4年度から、小学校高学年（5・6年生）に専科教員による教科担任制を導入可能とし、令和7年度からは中学年（3・4年生）にも拡大。
- ・ 導入優先対象教科は、英語・理科・算数・体育。
- ・ 令和4年度から4年程度をかけて取組を推進。3800人程度の定数改善の見込み。

【メリット】①授業の質の向上 ②小・中学校間の円滑な接続
③多面的な児童理解 ④教師の負担軽減



◆ 教科担任制導入とともに

今後の更なる少子化の進行を見据え、子どもたちが協働し学び合える環境を整備するため、義務教育9年間を見通した指導体制の構築が必要。

統合までのスケジュール

◆ 施設関係（片岡小学校）

- ・ 体育館空調整備（令和8年度完了）
- ・ トイレ整備（計画中）
- ・ 駐車場整備（計画中）

◆ 施設関係（東小学校）

- ・ 新校舎、体育館 令和10年4月 使用開始予定（旧校舎解体 令和10年度）

◆ 児童関係

- ・ 学区外申請（令和9年8月頃まで）※対象者：安沢地区→東小、中地区→片岡小
- ・ スクールバス運行ルート提示・説明
- ・ 交流授業等
- ・ 統合準備金申請（令和9年9月頃）

統合後のスケジュール

◆ 閉校後の学校施設利活用について（乙畑小、安沢小）

- ・ 地元の方への利活用希望の確認（令和8年度）
- ・ 行政利用、民間活用を段階的に検討

◆ 片岡地区小中一貫教育体制

- ・ 施設分離型での9年間を見通した教育体制構築を第2期計画の中で検討（令和8年度～）

統合準備金

◆ 準備金とは：学校が変わることにより、必要な体育着や上履きなどを購入する際の費用

◆ 対象児童：統合前年度に、乙畑小学校と安沢小学校に在籍している児童（令和9年度時1～5年生が対象）

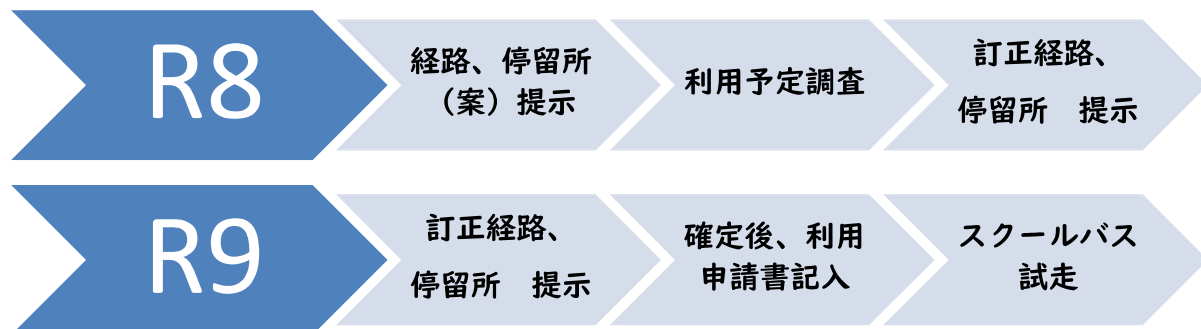
◆ 交付金額：2万円／人

◆ 交付スケジュール



スクールバス運行

- ◆ 目的：学校統合による遠距離通学となる児童及び生徒の通学環境の整備及び安全を確保することを目的とする
- ◆ 運行条件：運行条件：小型バスが通行できる道路
- ◆ 停留所条件：見通しがよく、駐停車による迷惑をかけない箇所道路
交通法上の駐停車禁止箇所以外
- ◆ 今後のスケジュール



※提示→調査を何度か繰り返し確定いたします

スクールバス登下校便 安沢中方面（案）

＜安沢中方面・緑ルート＞

小型28人乗バス※運転手込

停 留 所	時間	登校1便
東小学校発		
① ダスキン南	3	7 : 30
② 中市営住宅南	2	7 : 32
③ 中公民館前	3	7 : 35
④ 館脇電業社西	2	7 : 37
⑤ すき屋東	2	7 : 39
東小学校着	4	7 : 43

児童乗車時間(登校時) 13 分

スクールバス登下校便 安沢方面（案）

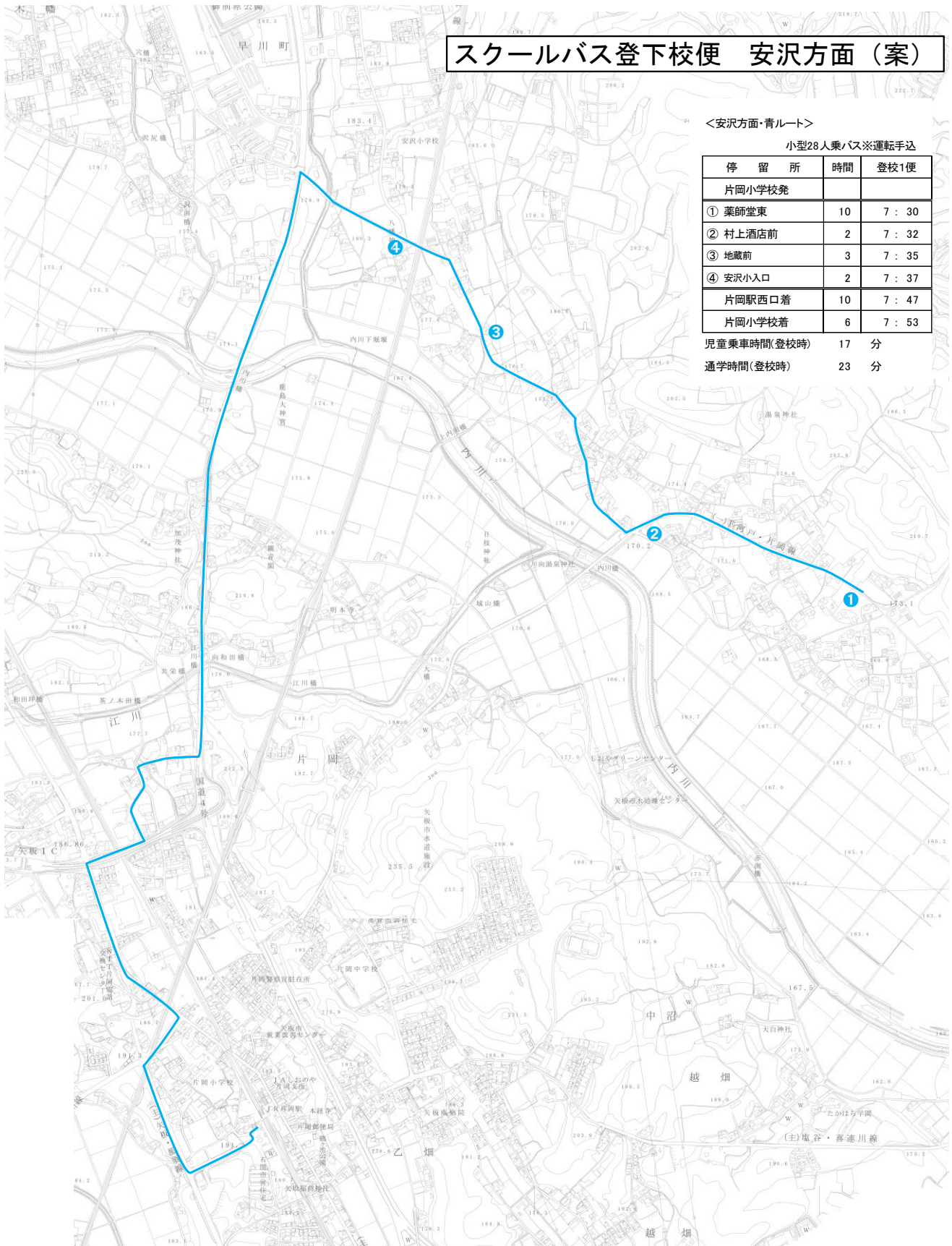
<安沢方面・青ルート>

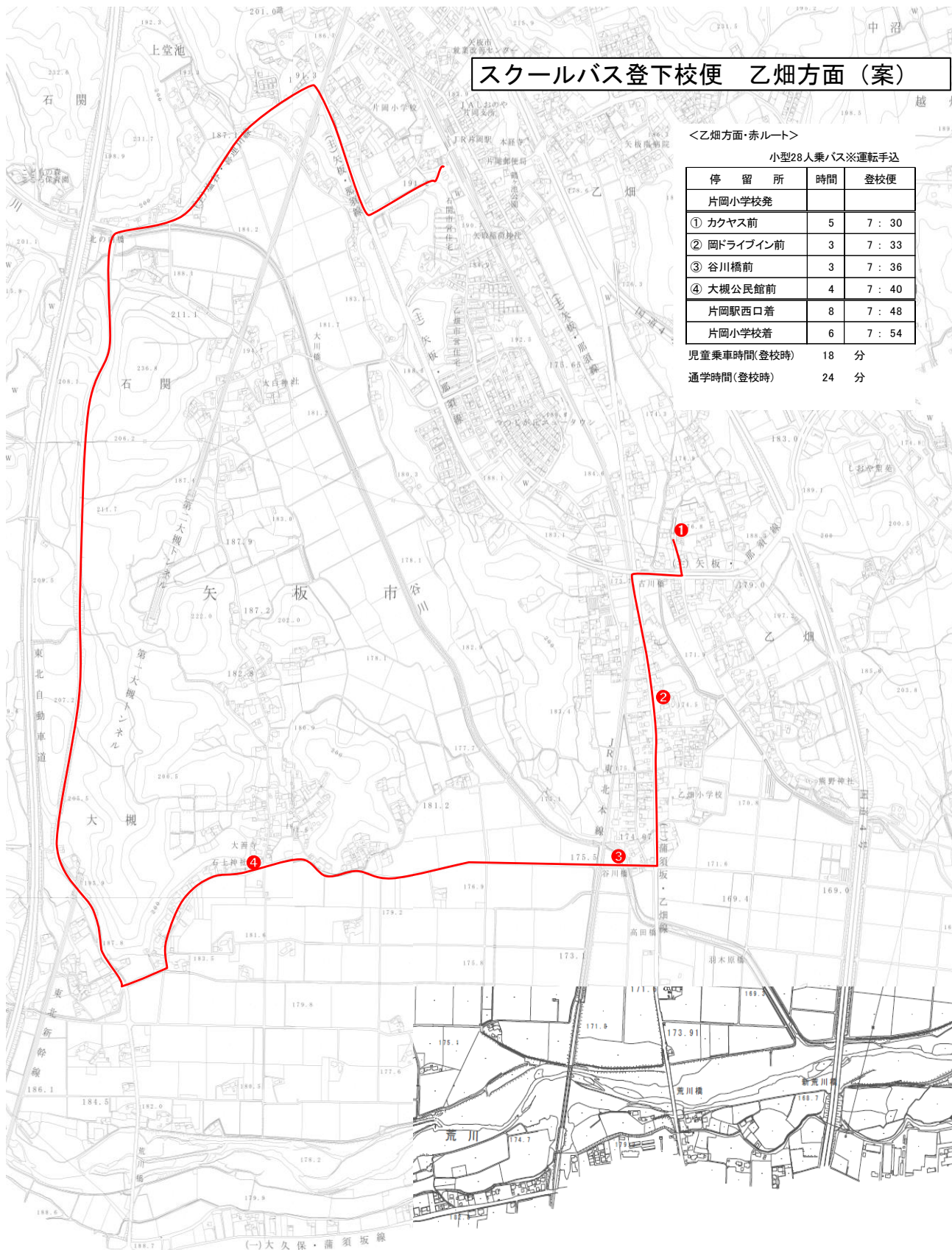
小型28人乗バス※運転手込

停 留 所	時間	登校1便
片岡小学校発		
① 薬師堂東	10	7 : 30
② 村上酒店前	2	7 : 32
③ 地藏前	3	7 : 35
④ 安沢小入口	2	7 : 37
片岡駅西口着	10	7 : 47
片岡小学校着	6	7 : 53

児童乗車時間(登校時) 17 分

通学時間(登校時) 23 分





矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画（第2期） 説明会Q & A

令和8年6月16日

質問1 矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画とは？

答え 本市の小中学校としての適正規模・適正配置の方針を定め、子どもの健全育成及び魅力あふれる教育の推進を図るため、令和2年7月に「矢板市立小中学校適正規模・適正配置計画」を策定しました。計画は、令和3年度から令和7年度までの第1期と、令和8年度から令和13年度までの第2期で構成されています。

質問2 第1期計画では、どんなことをするのですか？

答え 第1期計画では、令和4年4月に豊田小学校を東小学校へ統合し、令和5年4月に、川崎小学校のうち、JR線の西側を矢板小学校へ、東側を東小学校へ、そして泉中学校を矢板中学校へ統合しました。

質問3 第2期計画では、どんなことをするのですか？

答え 第2期計画（片岡地区）では、令和10年4月に乙畑小学校を片岡小学校へ、安沢小学校のうち、安沢地区を片岡小学校へ、中地区を東小学校へ、それぞれ統合する予定です。また、片岡地区における小中一貫教育体制を確立するため、施設分離型での検討を行ってまいります。

質問4 計画の基本方針とは、どういうものですか？

答え 「過小規模校※¹及び小規模校※²は統合の対象校とし、通学にはスクールバスを整備する」、「過小規模校を最優先とし、次に小規模校の順とする」、「学校が地域に果たしてきた役割や地域実情に配慮し、慎重に行う」、「統合によって生じる建物や土地は、有効活用を検討していく」、「統合される学校の特色ある教育活動は、統合する学校の教育の中で配慮していく」などを計画の柱としています。

※ 注1・・・小学校では5学級以下、中学校では2学級以下の学校（複式学級がある学校）

注2・・・小学校では11学級以下、中学校では8学級以下の学校

質問5 小学校が統合されるメリットとは何ですか？

答え 少人数の学校では、コミュニケーション能力に係る経験が少なくなります。人数が増えれば、それだけ多様な意見に触れることができ、切磋琢磨し合う機会も増えます。複数クラスあることで、クラス替えによる人間関係の改善や、より多様な学びあいが可能となります。また、統合が進むことで、一人ひとりの児童生徒にかけられる予算が増え、より充実した教育環境の整備、学校施設の整備を行うことができます。

質問6 統合時の子どもに対するケアは、どのようなものがありますか？

答え 統合前年度から、学校間交流を行います。統合になる年の2年前から計画を練りはじめ、臨海自然教室での学習や校外学習等を、統合前に可能な限り合同で実施する予定です。また、個別でケアが必要な場合には、スクールカウンセラーへの相談も可能です。

質問7 統合後の特色のある教育については、どうなりますか？

答え 特色ある学校づくりについて、統合校では、今あるそれぞれの学校の特色を引き継ぐとともに、例えば ICT 教育や理科教育に特化するなど新たなものを取り入れていきます。保護者の皆様のご意見もいただきながら、より良い学校にしていきたいと思います。

質問8 統合準備金とは何ですか？

答え 統合準備金は、学校が変わることにより、必要な体育着や上履きなどを購入する際の費用に充てていただきたいという思いから、統合の前年度に、乙畑小学校と安沢小学校に在籍している児童（令和9年度時の1～5年生が対象）に、1人あたり2万円を交付します。申請書については、令和9年9月頃に学校を通して配布いたします。

質問9 学区外就学申請とは何ですか？

答え 学区外就学申請とは、通学の利便性や家庭の事情など特別な理由により、やむを得ず学区以外の学校へ就学したい場合に必要な申請のことです。第2期計画において、令和5年度の小学校入学生が卒業年度に統合することによる不都合を解消するための措置として、令和5年度時の入学生・在校生から、統合先の学校への学区外就学申請により就学を認めることとしました。

統合先の学校への就学を希望される場合、教育委員会への申請が必要です。その際、登下校手段も含め保護者の方の責任による通学をお願いしています。

質問 10 学区外就学申請の手続きは、いつまでに？

答え 入学準備の関係上、11月末日までに申請書（学区外学校就学許可願）を教育総務課へ提出してください。

なお、10月から11月にかけて、次年度入学予定者の就学時健康診断があります。入学を希望する学校（統合先の小学校）で受けることを希望される方は、7月31日までに手続きをお願いします。また、乙畑小学校及び安沢小学校への入学予定者は、矢板公民館にて就学時健康診断を合同で行う予定です。

詳しくは、教育総務課へお問い合わせください。

質問 11 統合先の学校に学区外就学をする子が多くなると、将来的に、小学6年生になった時に下の学年が全くいない可能性もありますか？

答え 第1期の豊田小学校や川崎小学校についても、統合前から統合先の学校への学区外就学申請を認めることとしましたが、在籍している学校の良さもあり、地元の小学校をみんなで閉校させてから統合したいという方や、きょうだいがいて同じ学校に通わせたいという方もいたため、全員が統合先に学区外就学することはありませんでした。

ただし、あくまで児童と保護者の判断になりますので、今後、全員が統合先に学区外就学することが全くないとは言い切れません。

質問 12 統合先に就学する場合、学童保育は利用できますか？

答え 令和5年度からは、統合先の学校への学区外就学を認めることから、学童保育についても、条件に合致すれば利用できるようになります。

そこで、かたおか学童保育館では併設されている児童館の一部を活用して、学童保育を令和6年度から1クラス（20名）増の3クラス（80名）とすることで、学童保育の児童数を増やして対応しております。それでも足りない場合は、今後、施設の増築や整備についても検討していきます。

また、東小学校については、小学校に併設している東小学童保育館のほか、近隣に民間の学童施設等もあります。詳しくは下記連絡先にお問い合わせください。

- ・学童保育全般に関する問い合わせ・・・市こども課（0287-44-3600）
- ・学童保育の利用手続きに関する問い合わせ・・・

かたおか学童保育館（0287-41-7171）

東小学童保育館（0287-44-3000 ※矢板市社会福祉協議会）

質問 13 統合先に就学する場合、登校班に入れますか？

答え 学区外就学申請により統合先の学校に就学する場合、登下校手段も含め、保護者の方の責任により通学させることをお願いしていますが、登校班については、統合先の学校と相談いただきながら進めていくことになります。登下校については、子どもの安全確保が重要となることから、ご家庭での交通安全教育にご協力ください。

質問 14 統合後、スクールバスは運行されますか？

答え 令和10年4月の統合後は、乙畑小学校区から片岡小学校へ、安沢小学校区のうち、安沢地区から片岡小学校へ、中地区から東小学校へ、それぞれスクールバスを運行します。バスのルート、停留所や時刻などについては、今年度より保護者の皆さんへ説明し、調整しながら進めていきます。

【 お問い合わせ 】

矢板市教育委員会事務局教育部教育総務課

TEL 0287-43-6217 FAX 0287-43-4432

e-mail kyouiku@city.yaita.tochigi.jp